

安全章

安全は心身をすこやかにし、生活を明るくする

安全は職場をなごやかにし、生産を高くする

安全は平和への道であり、繁栄のみなもとである

さらば、われら安全の大道を歩まん行く手に安全の光を仰ぎつつ

いざ手を取り合いて集いなん緑十字の旗の下に

魂をふれあう力、高く揚げん安全の旗を

第1章 共通心得

第1節 整理整頓

1. 作業場はひとりひとりがすすんで整理、整頓、清掃し、清潔にしておくこと。
2. 作業通路、安全通路に物を置かないこと。特に必要が生じたときは、必ず「通行使用許可」の表示をすること。
3. 通路は白線または黄線ではっきり表示し、段差のある時は、黄色で危険の表示をすること。
4. 橋形クレーンのレールから 1メートル以内に、製品、材料、その他のものを置かないこと。ただし境界柵をもうけ、または特別基準を定めた場合はこのかぎりでない。
5. 出入口、変電室出入口、スイッチ箱、消火器、油倉庫などの近くに物を置かないこと。
6. 工具、吊具類は使用后、必ず定められた場所に整理しておくこと。
7. スクラップ及び溶接棒の屑、ボロ布及び使用ずみの手袋などは定められた場所や屑箱に手まめにかたづけること。
8. 材料、製品、残材は正しく整理し、(不安定な積み方をしないこと) 荷くずれを防止すること。
9. ガスホース、エアーホース、電線コードなどを通路上に引くときには安全カバーでおおいをするか、通行の邪魔にならないようにすること。
10. 窓ガラスや照明器具を清掃し、採光に留意すること。

第2節 服装

1. 作業服は会社で定められた正規のものを着用すること。
2. 作業服は常に清潔にし、ほころびや破れ目は繕っておくこと。
3. どんな暑い時でも、暑い場所でも作業服を着用すること。
4. 保護帽は必ず指定のものを着帽し、あごひもをしっかりと締めて正しくかぶること。クレーン運転室ではかぶらなくてもよい。
5. 安全靴と靴下を必ずはくこと。
6. 作業手袋は作業職種別に指定されたものを使用すること。

第3節 保護具

1. 備え付けの保護具は、常に安全なものを確実に使用すること。
2. 保護具はていねいに扱い、具合の悪いときは所属長に申し出て、良品と交換すること。
3. 次の作業は必ず防塵メガネをかけること。
 - (ア) グラインダー作業
 - (イ) 切粉や錆のとぶ作業

『安全心得』

4. 次の作業には必ず保護メガネをかけること。
 - (ア) ガス切断作業とその補助作業
 - (イ) アーク溶接作業とその補助作業
5. 騒音の激しい場所での作業には必ず耳栓を使用すること。
6. 2メートル以上での高所作業は、安全な足場で必要に応じ命綱をつけること。
7. 次の作業には必ず防塵マスクを使用すること。
 - (ア) ガス切断作業
 - (イ) アーク溶接作業
 - (ウ) グライNDER作業

第4節 作業態度

1. 作業指揮者は、作業の段取りや順序を事前に作業者に周知徹底させ、作業者はその指示にそって作業すること。
2. 機械や工具は作業開始前に必ず点検し、安全であることを十分に確認して使用すること。
3. 作業中は仕事に専念し、雑談またはわき見をしないこと。
4. 作業者には後ろから話しかけないこと。
5. 作業中の「くわえたばこ」は絶対に行わぬこと。
6. 不安全な作業を見かけたときは、お互い注意しあうこと。注意を受けたときは素直に受け入れ、ただちに改めなければならない。
7. 工具、材料などを受け渡しするときは、決して投げないこと。
8. 重いものの運搬は無理をせず、人手を借りるか運搬器具を使うこと。
9. 重いものを手で持つときは、膝を曲げ、腰を落として持ち上げること。
10. 共同作業では指揮者を決め、十分連絡をしながら呼吸を合わせて作業すること。
11. 単独で作業するときは、十分周囲の状況に注意し、決して無理な作業をしないこと。
12. なれない作業をさせるときは、作業指揮者、または経験者が十分指導すること。作業者は経験者によく聞いて、納得してから作業すること。
13. 立入禁止箇所には係員のほか入らないこと
14. 作業指示を受けていない機械をみだりに操作したり、その作業を手伝ったりしないこと。
15. 電気機器、ガス発生装置などの故障のときは、必ず所属長に申し出て、電気主任技術者又は作業主任者の指示のもとに処理すること。
16. 作業終了後は後始末を怠らず、作業場をよく整理すること。

第5節 通行

『安全心得』

1. 作業場内では、みだりに駆け足をしない。
2. ポケットに手を入れたり、わき見をして歩かないこと。
3. 鋼板、地上走行クレーンのレールの上は滑りやすいから気をつけて歩くこと。
4. ガスホース、エアーホース、アーク溶接用キャプタイヤコードを踏んだり、その上を歩かないこと。
5. クレーンの吊荷の下や、高い所で作業している下は通行しないこと。
6. 作業場内での通行は次の順序で道を譲ること。①クレーン ②荷物を運搬する者 ③歩行者
7. 退避の合図をされた者は、直ちにこれに従うこと。
8. 機械のそば、積荷の間、トラックのそばなど危険なところは近道しないで避けて通ること。
9. 作業場には安全な通路を設けること。通路の幅は80cm以上とする。

第6節 安全装置

1. 安全装置及び安全柵は常に正常な状態に維持し、みだりに取り外したり、改造したりしないこと。
2. 修理、点検及び掃除の目的で安全装置及び安全柵を取り外したときは必ず表示しておくこと。
3. 安全装置及び安全柵の異常ならびに破損を発見したときは直ちに作業を中止して所属長に申し出ること。

第7節 防火

1. 決められた場所以外では、下記を使用しないこと。(修理作業で火気を使用する場合は所属長の許可を受ける) 暖房器具については、指定された器具以外は使用しないこと。
2. 修理作業等で許可を受けて火気を使用するときは、必ず消火器をそばに用意しておくこと。
3. たき火の必要があるときは、必ず所属長の許可を受け、防火責任者を定めてから行うこと。
4. 紙、布、木材などの廃材は必ず定められた場所に集めて処理すること。
5. 引火性のある油、塗料及び溶剤は少量であっても取扱いに注意し、指定された場所に保管すること。
6. 平素から消火器の位置や使用法をよく覚えておくこと。
7. 火災を発見したときは、一人で消火しようとせず、すみやかに応援を求めること。
8. 火災発生の際はただちにガスのバルブを締め、電源スイッチを切ること。
9. 油、塗料、溶剤の火災には必ず消火器、または砂を使用して消すこと。
10. 電気設備の火災が発生したときは、直ちに電源スイッチを切り、適格な消火器(四

『安全心得』

塩化炭素・CB 消火器) を使用し消火につとめること。

- 1 1. 通電している電気設備に水などを絶対に放水してはならない。

第8節 衛生

1. 身体は、衣服はつとめて清潔にすること。
2. 食前には、必ず入念に手を洗うこと。
3. 暴飲、暴食をつつしむこと。
4. 早寝、早起きを励行すること。
5. 更衣室、休憩室、食堂、便所、浴場等は清潔にすること。
6. 健康診断、伝染病の予防接種は、必ず受けること。
7. 休憩時間には、屋外に出て軽い運動や日光浴をすること。
8. 気分の悪いときは、無理せず、医師の診断を受けること。
9. 作業中負傷したときは、軽傷であっても必ず所属長に届出ること。
- 1 0. 怪我をしたときは、医師の手当てを受けること。
- 1 1. 不時の災害では患者や周囲の者が騒いだり、慌てがちであるが、できるだけ冷静にし、初期手当てを十分にほどこすこと。
- 1 2. 救急車、及び消防車を呼ぶときは、「局番なしの1 1 9番」に通報すること。

第2章 機械に関する安全心得

第1節 一般心得

1. 機械を扱う場合、その機械の仕様、性能及び使用法を安全作業手順書等によって適確に習得しておくこと。
2. 機械を使用するときは、上着の裾、袖口等を引き締めておくこと。
3. 作業指示を受けていない機械や使用法を知らない機械には、みだりに手をつけないこと。
4. 機械は使用前に必ず担当者が点検、注油すること。特に安全装置の点検を忘れないこと。
5. 注油、点検のさいは必ず機械の運転を停止して行うこと。注油、点検時において高所作業をするさい、必ず備えつけの脚立または移動はしごを使用すること。
6. 接触のおそれのあるシャフト、ベルト、ギヤーなどのカバーや柵は常に安全にしておくこと。不備なときは必ず所属長に申し出ること。
7. 機械の回りの安全柵は常に安全にしておくこと。不備なときは直ちに所属長に申し出ること。
8. 機械回転部の惰力（だりょく）を手足、工具などで止めないこと。
9. 機械に異常を発見したときは、ささいなことでも直ちに所属長に申し出ること。
10. 共同作業の場合は必ず合図を確かめた上で機械の始動、停止を行ない、作業中は互いに連絡を密にすること。
11. 機械運転中、異常を発見した場合、直ちに非常停止をかけること。
12. 機械を操作する者は、必ず周囲の状況を十分確認し、始動開始のベル、またはブザーを鳴らし、安全を確かめたうえで始動すること。
13. 機械が稼働しているときには、機械の回転部や摺動部には、絶対に身体を近づけたり、手足を触れないこと。

第2節 点検修理及び刃物交換作業時の心得

1. 機械の点検、修理及び刃物交換作業は必ず所属長の許可をえてから行うこと。そのさい所属長は必ず安衛則第36条の特別教育を終えた者の内から作業指揮者（以降単に作業指揮者と呼ぶ）を指名し、その指示のもとに作業を行わせること。
2. 機械の点検、修理及び刃物交換作業を行う場合は、周囲の関係作業者によく連絡した上で行うこと。
3. 機械の点検、修理及び刃物交換などの作業を行うときは、必ず主電源及び操作電源スイッチを切り、起動装置に錠をかけ、さらに「修理点検中」の表示板を取り付けて行うこと。

『安全心得』

4. 機械の調整の必要から電源スイッチを入れて作業を行う場合、作業者は常に安全を確認のうえ作業を行わせること。
5. 未経験者に点検及び刃物交換作業をさせるときは、経験者が事前に十分指導し、作業指揮者の立会いのうえで行わせること。
6. クレーンを利用して機械部品の取り付け、取りはずし作業を行うときは、チェーンブロックを補助に用い、クレーンで直接に吊り上げ、吊り下げ作業をしないこと。
7. 点検、修理及び刃物交換作業には、適切な工具及び補助具を使用すること。
8. 点検、修理及び刃物交換が完了したときは、機械の周囲の工具及び不用品を整理すること。
9. 作業指揮者は点検、修理及び刃物交換作業が完了後、機械及び周囲の安全を確認し、始動の支持を出すこと。

第3節 機械の種別による安全心得

[1] シヤリングマシンにおける作業心得

1. グースネックの上で鋼板を滑らせる作業をする時は、身体を低くして手のひらで押し、手でつかんで引くときは、グースネックの位置に十分注意し、手指をはさまれないこと。
2. グースネックの上から鋼板を落とさないように注意し、またグースネックは安全な状態に調整しとくこと。
3. 切断作業時、作業者は刃物より指先を 20 センチ以上はなして作業し、幅の狭い製品を切断するさいは、適当な補助具を使用すること。
4. 切断作業時、板抑えのプッシャーに手をはさまれないよう十分注意すること。
5. シヤリングマシンに取付けられている安全装置は常に安全な状態にしておくこと。
6. 鋼板を反転させるとき、作業者は呼吸をあわせて作業すること。
7. 刃元と刃裏の作業はよく合図を確認し、クラッチ・バー、またはフットペダルスイッチ、押しボタンスイッチを操作すること。
8. 機械の表側と裏側の作業は、必ずベルまたはブザーによって合図とその確認をすること。
9. 製品自動積載装置の中で作業をしないこと。特に必要とする場合は、プッシャーを手動操作にスイッチを切替えておくこと。
10. 製品自動積載装置のプッシャーを使用していないときは、必ずエアーの元栓を閉めておくこと。
11. 製品の検尺や梱包をする時は、コンベアーの作動に十分注意をはらって作業すること。
12. 製品自動積載装置から製品をクレーンで吊上げる作業をするときは、必ずプッ

『安全心得』

ヤーの作動は切るか、または手動スイッチは切替えておくこと。

- 1 3. 長尺材を切断するときは、鋼板の横送りにウインチを利用するので、切断作業者とウインチ操作者は十分に呼吸を合わせて作業すること。
- 1 4. 薄物のスクラップをシャリングマシンで切断するときは、裏側作業者（パイラー側）は手でスクラップを十分保持したのち合図する。表側作業者は合図を確認して切断作業にかかること。
- 1 5. 厚物のスクラップをシャリングマシンで切断するときは、表側作業者はスクラップ材を板抑えで十分固定し、裏側作業者の合図を確認のうえ、切断作業にかかること。その際、裏側作業者は安全な位置まで待避すること。
- 1 6. 切断されたスクラップを手元に引きよせる時は、必ず器具を使用すること。
- 1 7. スクラップ専用切断機で切断作業を行うときは、スクラップを手で十分保持してから切断すること。
- 1 8. グースネックの上に3トン以上の鋼板を積み上げないこと。
- 1 9. 自動シャーの搬送テーブル上で作業を行うときは、必ずスイッチを手動にすること。
- 2 0. 自動シャーの搬送テーブル上で作業を行うときは、必ずスイッチを手動にすること。

[2] ガス切断作業における作業心得

1. ガス切断作業とはフレームプレーナ、NC、アイトレーサ、ポータブルガス切断機及び手持ガス切断機などを使用して、鋼板、形鋼、及び丸棒などを切断する作業をいう。
2. ガス切断作業はすべて第3章「高圧ガス及び可燃性ガスに関する安全心得」に基づいて行うこと。
3. ガス切断作業においては、保護メガネ、保護手袋、安全靴及び防塵マスクを必ず着用すること。
4. ガス切断作業を開始する前には必ず圧力調整器を点検し、規定のガス圧力以下に保っておくこと。
5. 吹管に火口を取付ける場合は、取付けナットを確実に締め付けること。
6. 点火の際、炎の状況が悪い火口は噴出孔を掃除すること。不良火口は使用しないこと。
7. 点火のときは、ガスを少量噴出しながらライターで点火すること。ただし、切断素材上では点火しないこと。
8. 逆火の時は速やかにバルブを締めること。
9. ガス切断機の切断作業において、機械の始動及び早送り運転を行なう際は、周囲及び協同作業者の安全を確認したうえで、作業開始のブザーを鳴らすこと。
- 1 0. ガスの切断機の走行レール及び車輪の点検は、絶対作業中に行なわないこと。
- 1 1. ポータブルガス切断機を持運ぶときは、足下に十分注意するとともに、ガスホー

『安全心得』

スは無理に引張らないこと。

- 1 2. ガス切断機の走行レール及び、切断架台の上は足場が悪いので、足下に十分注意すること。
- 1 3. 切断架台の踏み板は、常に整備しておくこと。
- 1 4. 小型ガス開先切断機で作業するときは、鋼板と長さ調整プッシャーとの間に手指を入れないこと。
- 1 5. 小型ガス開先切断機で切断した製品を同架台から送り出すときは、他の作業者に十分注意して行なうこと。

[3] ボール盤作業心得

1. ボール盤作業では作業手袋は使用しない。ただし段取り、後始末では作業手袋（皮手袋）を着用すること。
2. 回転しているドリルに手を触れないこと。
3. ドリルの交換は、回転を停止して行なうこと。
4. 回転しているドリルにからんだ切粉の除去は、木棒等で行なうこと。
5. 作業台の上は、常に整理し、不要なものを置かないこと。
6. 無理な送りをかけないこと。

[4] パンチングプレス作業心得

1. 作業開始前に、操作用油圧圧力及び空気圧力を確認すること。
2. ポンチ及びダイの径が正しいか確認すること。
3. 作業台の上に必要以上に切板を置かないようにし、振動による落下を防ぐこと。

[5] 打刻作業心得

1. 機械運転中は、ロッドの直下に手を入れないこと。
2. 小鋼片の作業には、手を放すか火鉗を使用すること。
3. クラッチ操作用フートスイッチ周辺は、障害のないように整理しておくこと。

[6] バリ取り作業（サンダー作業）心得

1. 作業開始前に周囲を確認し、火花や砥石の粉が、他の者に当たらないように注意すること。
2. サンダーを使用するときは必ず保護メガネを着用すること。
3. サンダーの操作や、材料の裏返し作業は、両手で確実に行なうこと。
4. 砥石の交換は、電源を切ってから行なうこと。

[7] 自動機械開先機作業心得

『安全心得』

1. 始業時に必ず各箇所に給油のうえ、電源スイッチを入れること。
2. 機械開先のカッター角度の点検を行なうこと。
3. 作業者は必ずカッターとチップを点検してから、作業を行なうこと。
4. 機械開先作業中はセンサーに手を触れないこと。
5. 作業者は機械開先作業中に異常があった場合、直ちに非常停止ボタンを押すこと。
6. 製品の板厚によって、スピードの矯正を行なうこと。

第3章 高圧ガス、可燃性ガスに関する安全心得

第1節 一般心得

1. 液化酸素及びプロパン等の発生装置の取扱いは、主任取扱責任者ないしはその指導のもとに行なうこと。
2. 液酸一次圧、気化二次圧は規定の圧力（9キロ以下）に常時維持し、プロパン二次圧は0.9キロ以内で使用すること。
3. プロパン用安全水封器は常に一定量の水を封入すること。
4. ガス発生装置の周囲は火気厳禁とし、たき火をしたり火花を飛ばす作業をしないこと。
5. 液酸補充用の液酸車が停車し、または、補充作業を行なっているときは、その付近で喫煙したり火気を近づけないこと。
6. ガスボンベは内容により次の通り識別されているから注意すること。酸素－黒色、アセチレン－赤褐色、プロパン－ねずみ色など各ボンベとも元素記号の刻印があり、白文字でガス名が記入されている。
7. ボンベは作業や通行に支障のない安全な場所に置くこと。
8. 充てんされたボンベと「空」のボンベは明確に区別すること。
9. 酸素、アセチレン、及びプロパンボンベの近くやそれらの取出口の近くには、油脂類その他の可燃物を置かないこと。
10. ボンベを使用しないときは、必ずバルブコックを閉じておくこと。「空」でも閉じておくこと
11. ボンベは高温にならないように直射日光を避け、火気または電気の回路から遠ざけること。
12. ボンベのコックや、バルブの部分が磨耗して「漏れ」を発見したときは、すみやかに所属長に申し出てその指示にしたがうこと。
13. 酸素、プロパンの主配管に設けられた仕切バルブの開閉は、ガス溶接作業主任者以外の者は行なわないこと。
14. 酸素、プロパンの取出口及び安全水封器は毎日点検し、異常を発見した時は、すみやかに所属長に申し出ること。
15. 酸素を圧縮空気のかわりにしたり、掃除用に使用しないこと。
16. ボンベは、ワイヤーロープ、チェーンなどにより丈夫な支柱に固定して使用すること。「空」のときも横にしないこと。

第2節 酸素、プロパン（アセチレン）ガスを使用する作業に関する心得

1. ガス切断、溶接作業には「遮光メガネ」及び指定の保護手袋を必ず着用すること。
2. 油類、ガソリン類などの危険物や燃えやすい物が付近にないことを確かめて作業にか

『安全心得』

かること。

3. ガス切断作業をするときは、技能講習を終了した物にかぎり、ガス溶接作業主任者の指揮のもと行なうこと。
4. 作業開始前、必ず器具を点検し、ガス漏れ、その他の欠陥のないものを使用すること。
5. ホース、調整器はそれぞれ規定の酸素、プロパン、アセチレン用のものを使用すること。
6. 調整器を取付ける場合、取出口にたまっているほこりを取り除くために、いったんブローしてから漏れのないよう確実に取付けること。
7. 故障した調整器を使用したり、または調整器をかつてに修理しないこと。
8. ホースの締付けは、指定のホースバンドを用い、確実に締付けること。
9. アセチレン（プロパン）ガスホースの継目には、指定の継管を使用すること。鋼管を使用すると有毒ガスが発生し危険である。
10. ガス漏れの検査には必ず石けん水を使うこと。
11. 火口に点火するときは、マッチや煙草の火を用いないこと。必ず指定のライターを使うこと。
12. ガードルの取り換えは慎重にいねいに行ない、決してほかの物につき当てることのないようにすること。

第4章 運搬に関する安全心得

第1節 一般心得

1. 取扱いはすべて慎重でいねいにし、投げ積み引きおろしは絶対にしないこと。
2. 運搬用具は常に点検、整備し、不良品は絶対に使用しないこと。
3. 倒れやすい製品を置くときは、確実な倒れ止めをすること。
4. 車に材料及び製品を積込むとき、並べ方は平行に、置き方は水平になるようにすること。
5. 車に幅の狭い材料等を積むときは、「はさみ板」を使用して、荷くずれしないようにすること。

第2節 クレーン運搬に関する心得

[1]一般心得

1. クレーンの運転は 5 トン未満のクレーンについては、特別教育を終え、指名されたものの以外は行わないこと。
2. 5 トン以上のクレーンの運転は「クレーン運転士免許証」所有者以外は行なわないこと。
3. クレーンの昇降は指定された階段を使用すること。
4. 毎日作業を開始する前には次の点検を行なうこと。(イ) リミットスイッチ、ブレーキ及びコントローラの機能 (ロ) クレーンの走行するレール及びトロリーが横行するレールの状況 (ハ) 電圧計が規定電圧を示しているかどうかを調べ、もし10パーセント以上の差があるときは、所属長に報告し、指導を受けること。(ニ) 無負荷のならし運転を必ず行ない、各種機能の性能を確認すること。
5. 緊急時に必要な器具、標識等の整備を確認していくこと。
6. 作業終了時には必ず所定の位置に停止し、コントローラーハンドルまたは操作レバーを停止の位置にもどした後、各スイッチを切ること。
7. 無線クレーン操作用制御装置は、使用開始時に各操作ボタンを寸動操作し、誤作動の有無を確認すること。
8. 無線操作でのクレーン運転が完了したときは、制御装置は所定の位置に保管すること。

[2]運転時における心得

1. いきなり全速のノッチを入れたり、クレーンに衝撃がかかる運転、吊荷に動揺を与えるような粗暴な運転は絶対にしないこと。
2. 運転中、各部の異常な音響、震動、発熱に注意し、このようなことが発生したときは、

『安全心得』

- 直ちに運転を停止し、所属長に報告すること。
3. 停電したときは、直ちにすべての電源スイッチを切り、コントローラーは停止の位置に戻すこと。
 4. 荷の横引き、斜め吊はしないこと。
 5. 2台のクレーンで共吊りをするとき、事前に十分打ち合わせをし運転操作は慎重に行なうこと。
 6. 荷を一定の高さ（通常荷の下端から地上までの高さは2メートル）まで巻き上げてから、はじめて水平移動に移ること。
 7. クレーン運転士は必ず玉掛者の合図で運転すること。
 8. 物を吊ったまま運転台を離れないこと。
 9. 吊り上げた物を移動するときは、絶対に作業員や機械の上を避けること。
 10. 運転中の掃除、点検、給油等の作業をしないこと。
 11. 運転中異常を認めたときは、必ず信号で他の作業員に合図すること。
 12. 吊り上げた物や、吊具に作業員を乗せて運転しないこと。
 13. 幅広、長尺物の移動には、荷の傾きと衝突に注意すること。
 14. 運転中他のクレーンとの距離を十分とり、停止の前には惰力走行を利用し、僅かにブレーキをかけて停止すること。
 15. 荷の吊り上げ吊り下げ時、急激な運転を避け、着床前には、いったん停止して静かに降ろすこと。
 16. 荷を下ろすときは、受け取る側の準備ができてから玉掛者の合図をまって降ろすこと。
 17. クレーンが作業員または通行者の頭上を通過するときや、接近するときは、必ず警報ブザーを鳴らして退避させること。
 18. 無線操作時に異常が生じた場合、すみやかに非常停止スイッチでクレーンの作動を止めること。
 19. クレーンの操作と玉掛作業を一人で行なう場合は、両作業とも十分に注意すること。

第3節 玉掛及び合図に関する心得

1. 玉掛作業は指定されたものに限る。1トン以上の玉掛作業（2人で行なう場合の補助者を除く）には、玉掛技能講習終了者以外を指名してはならない。
2. クレーンと呼ぶときは、クレーン運転士によく見える位置から笛を吹き手を上げる。
3. 合図は一人で慎重確実に、動作は大きく行なうこと。
4. 吊具を誘導するときは、荷物の重心に持っていくこと。
5. 定格荷重以上にもものは絶対に吊らないこと。
6. 玉掛作業における合図者は、吊り上げ者を作業員や機械、材料等の障害物に接触しな

『安全心得』

いように誘導し、場合によっては作業者に待避するよう指示すること。

7. ワイヤロープ、爪、フック等の吊具の点検を心がけ、破損、変形品は絶対に使用しないこと。
8. ワイヤロープ、チェーン等で物を吊り上げるときは、ロープなどが滑ったり傷つかないように角の部分などに当てものをすること。
9. 巻き上げ、巻き下げの合図をするとき、吊具に足をはさまれないように注意すること。
10. 常に逃げ場及び足場など周囲の状況を確認して作業すること。
11. ハッカーやフックなどのかかりが悪いときや、物が水平に吊られていない場合は、すみやかに吊り直すこと。
12. 吊り上げ重量の目測を誤らないよう注意し、慎重に相当した吊具を使用すること。
13. 物を運ぶときは、あらかじめ置場の準備をし、吊り上げたまま放置しないこと。
14. クレーンのフックにワイヤロープをかけて作業するときは、必ずハッカーをはずすこと。
15. 吊り角度は原則として90度以内とすること。長尺または広幅の鋼板の場合はひかえ網をとること。
16. ハッカーは深くかけ、はずれないように注意して吊り上げること。
17. 重量物や大物を反転するときは、あらかじめ周囲の作業者に注意をし、できるだけ広い場所を選び、重心が移ってから徐々にワイヤロープをゆるめること。
18. 鋼板を縦吊りするときは、指定した吊具以外は使用しないこと。
19. 物を吊らないときは、ワイヤロープ類は必ずフックからはずしておくこと。
20. 作業が終わったら、使用吊具は必ず所定の位置に保管すること。
21. 作業者は吊り荷の下に絶対入らないこと。

第4節 マグチャック（電磁石）使用時の作業心得

1. 警報ベルが鳴るのは停電または電源ヒューズ熔断の時であるから、マグチャック付近の作業者は待避すること。
2. 停電のさいクレーン運転士は手早く巻き上げブレーキをゆるめ、自重により荷を下ろすこと。
3. 玉掛合図者はマグチャックと鉄板の吸着の状況を確認してから巻き上げ合図をすること。
4. マグチャックの吸着面は常に綺麗にしておくこと。
5. マグチャックのコントローラーは常に点検整備しておくこと。
6. マグチャックの使用電圧・電流は常に一定値に整備し、充電を必要とするものは、定期的に充電すること。

第5節 フォークリフト作業に関する心得

[1]点検、準備心得

1. フォークリフト作業は定められた作業指揮者の指示によって行なうこと。
2. 運転者は作業開始前に次の点検を行なうこと。(イ) 制御装置及び操縦装置の機能 (ロ) 荷役装置及び油圧装置の機能 (ハ) 車輪の異常の有無 (ニ) 前照燈・後照燈・方向指示器及び警報装置の機能
3. 運転者は作業開始前に次の項目を確認すること。(イ) 作業内容及び作業分担 (ロ) 取扱う荷の量、形状及び大きさ (ハ) 運搬経路 (ニ) マストと天井の隙間

[2]運転時における心得

1. 運転はすべて安全速度で行なうこと。
2. 能力最大積載量以上は積まないこと。
3. フォークまたはフォークに積んだ荷の下に、作業者を立入らせないこと。
4. 運転者はフォークリフト運転中に共同作業者などをフォークリフトのどの部分にも乗せないこと。
5. 通常地上より約 15 cmの所にフォークを置いて運転すること。
6. 荷へ接近するときは、荷の手前で速度を落とすこと。
7. 荷の直前で一旦停止し、フォークが荷に真っすぐ向いているか確認すること。
8. 荷を高く揚げ、視界をさまたげないこと。
9. 荷が大きくて前が見えないときは、後ろ向きになって進行するか、誘導者をつけて誘導してもらうこと。
10. 荷を積んだ状態での急発進・急停止・急旋回等は絶対に行なわないこと。
11. 積荷の幅より 60cm 以上広い道を通ること。
12. 積荷を積んで動かすときは、マストを後傾角一杯にすること。
13. 荷物を降ろすときは、ゆっくり降ろすこと。
14. 荷物を降ろすときは、必ずチェンジレバー2本をニュートラルにしてサイドブレーキをかけること。
15. 燃料タンクにガソリンを入れるときは、必ず運転を止めてから行なうこと。
16. フォークを使用しないときは、最低の位置に置くこと。
17. 運転席を離れるときは、フォークを地上まで降ろし、エンジンを止め、サイドブレーキを確実にかけて、幾分前向きにティルトさせて駐車すること。
18. すべての故障、事故は所属長に報告すること。
19. 作業終了時に作動油・エンジン油・燃料・冷却水が漏れていないか確認すること。
20. 作業終了時に燃料の残量を点検し、補充すること。
21. タイヤの空気が抜けたままにしないこと。

第5章 電気に関する安全心得

第1節 一般心得

1. 汗や水で体が濡れているときや、湿った衣服や靴を着用しているときは作業をしないこと。
2. 余分な工具や材料は持たずに、出来るだけ身軽な服装で作業すること。
3. 電気係員以外の者は、電気回路や器具の修理をしないこと。
4. 故障や損傷を発見したときは、直ちに所属長に申し出て完全にしてから使用すること。
5. 100 ボルトだからといってばかにしないこと。42 ボルトはシニ（死に）ボルトとさえいわれ、電気災害の大半は低電圧によるものである。
6. 危険、立ち入り禁止等の表示あるいは柵をしてある場所には絶対に立ち入らぬこと。高圧電気は近寄るだけでも危険である。
7. 電気はいつもきているものと思うこと。早合点は大怪我のもとである。

第2節 スイッチに関する心得

1. スイッチカバーはあけ放しにしないこと。ヒューズが切れたことを「ヒューズが飛んだ」というが、その意味を忘れないこと。（300A 以上のヒューズが溶断する場合は、強い爆発性がある）
2. スイッチ箱は常にきれいにしておくこと。
3. スイッチの周囲には開閉操作の妨げとなる物を置かないこと。
4. スイッチ、電動機、配置盤などの近くに燃えやすい物や爆発しやすい物を置かないこと。
5. スイッチの開閉操作は必ず右手で行ない、左手は他の金属類に触れないこと。心臓は左手に近い。
6. スイッチの開閉操作は一気に完全に行なうこと。
7. ヒューズは飛んだときは、どこかに故障のある危険信号であるから直ちにスイッチを切り、所属長に報告すること。勝手に針金や適合しないヒューズ等を入れないこと。適合したヒューズは電気の守り神である。
8. 作業終了時や停電、災害発生時には必ずスイッチを切ること。
9. 「修理点検中」や危険表示のあるスイッチは絶対に触れないこと。
10. 漏電しゃ断機が作動したときは、直ちに所属長に申し出ること。

第3節 電線に関する心得

1. コードや電線を傷つけるおそれがあるときは、十分な保護処置をすること。
2. コードや電線を直接釘にかけたり、踏んだり、はさんだりまたはロープ代わりに使わ

『安全心得』

ないこと。

3. 電線や電気器具には物をかけないこと。過熱して発火の原因となる。
4. 断線した電線を発見したら、触れる前に所属長に申し出ること。
5. 雨天のときには、電気絶縁物にたよりすぎないこと。
6. 電線やコードの接続部は絶縁テープ等で完全に被覆しておくこと。
7. 電線やコードには水をかけないこと。

第4節 電気作業に関する心得

1. いかなる熟練者でも電気をあなどらないこと。
2. 絶縁用保護具は常に点検整備し、完全なものを使用すること。
3. 完全な工具と正確な電気計器を使用すること。検電器は事前に故障の有無を確認してから使用すること。
4. 電気設備は常に点検し、不良箇所はすみやかに修理すること。また不要配線は直ちに撤去整理すること。
5. 電気作業にかかる前には必ず電源のスイッチを切り、必ず検電器で確かめること。
6. 電気作業は常に絶縁に注意し、漏電による感電や火災を防止することを念頭において作業を行なうこと。
7. 電気作業中は必ず電源スイッチのヒューズを取りはずし、作業中ということが他の人にもわかる旨表示しておくこと。
8. 非常時の救援連絡のため、できるだけ2人以上で作業を行なうこと。
9. 雨天のときや湿気の多いときは、絶縁物の能力が低下するので細心の注意をはらい作業を行なうこと。
10. 作業中、活線に接近するおそれがあるときは、絶縁用防具を確実にし、作業を行なうこと。
11. 電気作業が終了したときは、必ず共同作業者及び関係者に連絡し、安全を確かめてから通電すること。

第6章 アーク溶接に関する安全心得

第1節 一般心得

1. アーク溶接を用いて行なう作業には必ず特別教育を終了した者にかざること。アークは眼に有害な紫外線、赤外線を含んでいるから溶接作業、及び付近の作業は次の点に注意すること。紫外線は結膜炎、角膜炎をおこし、赤外線は急激な障害はないが長い間に蓄積されて視力低下や白内障の原因となることがある。(イ) 肉眼で直接アークを見ないこと。(ロ) アーク溶接作業は必ず指定の「遮光メガネ」をかけること。特に斜めから入るアークに注意すること。(ハ) ほかの作業者に迷惑をかけないように、ついたて等の光線よけをすること。(ニ) アークにより眼痛を感じたときは、冷水で洗眼するか診療を受けること。
2. 粉塵を避けるため必ずマスクを着用すること。
3. 溶接用電圧は低圧であっても感電や電撃の二次災害による死亡の危険があるから次の点に注意すること。(イ) ホルダーや溶接棒は素手で取扱わぬこと。必ず指定の革手袋を使用すること。(ロ) ホルダーは作業終了または中断のときは、通路や移動する物の上に置かないこと。(ハ) 作業終了時、または中止時には必ずスイッチを切ること。(ニ) 汗、水等で湿気をおびた手袋、衣服、靴等は着用して作業をしないこと。(ホ) 電撃防止器の取りつけてある交流溶接機を使用するとき、その作動状況が正常であることを確かめてから作業にかかること。(ハ) 電撃防止器の主接触器にボール紙や木片等を絶対にはさまぬこと。
4. 燃えやすい物のある近くでは溶接作業を行なわないこと。やむをえない場合は可燃物を片付けるか、防護服を備えて行なうこと。
5. 狭い場所で溶接を行うときは、換気に十分気をくばること。
6. 作業終了のときは、次の点に注意すること。(イ) スwitchを忘れずに切り、溶接コードを整理し、定められた場所に片付けておくこと。(ロ) 作業場周囲に飛火がないかどうかを点検し、後始末を厳重にすること。(ハ) 「前かけ」「腕カバー」その他の作業服等は火気の有無を調べた後に、所定の場所にしまうこと。火災原因の例がある。

第2節 溶接器具の関する心得

1. アースは、レールや配管等から取らないこと。
2. アースの接続は完全にすること。接続が悪いと溶接電流が変動するばかりでなく、火花が出たり熱が生じたりして危険である。
3. 仮設のアースは出来るだけ低い位置にとり、作業終了後は必ず取りはずして片付けること。
4. 溶接用ケーブル、またはキャプタイヤケーブルの被覆が破れたときは直ちに補修する

『安全心得』

こと。

5. 溶接用ケーブル、またはキャプタイヤケーブルと溶接機との接続は蝶ネジ回しかスパナを使用し、完全に締めつけるとともに、ときどき点検すること。
6. 溶接用ケーブル、またはキャプタイヤケーブルを通路上に引かないこと。やむをえない場合は適当なカバーで防護すること。
7. 溶接用ケーブル、またはキャプタイヤケーブルは慎重に取扱い、製品や材料にひっかかったときは無理に引っ張らないこと。
8. 溶接用ケーブル、またはキャプタイヤケーブルを2本以上継いで延長するときは、指定のコネクターを使用し、ホルダーではさんだり、不完全な継ぎ方をしないこと。また継目は必ず絶縁すること。
9. 溶接機はほかの作業や通行に支障をきたさないような場所に置くこと。
10. 溶接機の異常を発見したときや、故障の際は勝手に修理をしないで、直ちに著族長に申し出ること。
11. 溶接機の上には可燃物や溶接棒などを置かないこと。
12. 溶接機外箱のアースを確実にとること。
13. 接続部分はときどき点検し、3ヵ月に1回程度溶接機各部の掃除をすること。
14. ホルダーの絶縁部は常に完全にしておくこと。
15. ホルダーは溶接棒を確実につかみ、接続して、常に完全な状況であるよう手入れをしておくこと。
16. 溶接棒の差し換えは慎重に行なうこと。素手は厳禁である。
17. 溶接棒に身体か触れ感電することがあるので、溶接棒をはさんだまま手すりにかいたり、床面に放置したりしないこと。
18. ホルダーについての溶接棒からたばこの火をつけないこと。

第7章 圧縮空気を使用する作業に関する安全心得

第1節 一般心得

1. 担当者以外の者は元バルブの開閉を行なわないこと。
2. 手元バルブが閉じていることを確かめてから、元バルブを開くこと。
3. 圧縮空気を使用するときは、ドレーンをよく排除すること。
4. 圧縮空気が漏れている箇所を発見したときは、直ちに所属長に申し出ること。
5. 圧縮空気穴や器物のほこり等を掃除するときは、必ず防塵メガネを使用すること。
6. 圧縮空気を顔や身体に吹きつけることは非常に危険であるから絶対に行なわないこと。
空気が耳などから体内に侵入して死傷した例がある。
7. 空圧ホースの継手は完全に保ち、必ず作業前に点検すること。はずれると反動でたたかれて思わぬけがをすることがある。
8. ホース継手がはずれた場合は、絶対に端部を押さえないで、必ず元バルブを閉じること。
9. 使用始めにはバルブのあけ方に注意し、一挙に全開しないで徐々に開くこと。
10. エアー工具を使用するときは、反動のため意外なけがをすることがあるので、充分身がまえに注意すること。

第2節 圧縮機（エアーコンプレッサー）に関する心得

1. 空気圧縮機は常に清潔にし、担当者以外は決して運転しないこと。
2. 始動の前には油量の確認をすること。
3. 電流計に注意し、異常が認められたときは直ちに停止し、所属長に申し出ること。
4. 空気圧計に注意し、規定圧力を絶対に超過させないようにすること。
5. 音、振動に注意し、異常の場合は直ちに停止し、所属長に報告すること。
6. エアータンク下部のドレーンコックは、運転停止前に開いてドレーン抜きをすること、
圧縮機の設置はドレーンコック側を下がり気味にしなければならない。

第8章 工具に関する安全心得

第1節 一般心得

1. 工具はそれぞれの作業に適したものを使用し、その用途以外には用いないこと。
2. 工具は使用前に点検整備し、不完全なものは絶対に使わないこと。
3. 工具は常に整備し、使用後は必ず数を調べて管理場所に戻しておくこと。
4. 工具が油じみしているときは、完全にふきとってから使用すること。
5. 工具は機械、材料、足場、作業台のふち、その他落ちやすいところに置かぬこと。
6. 工具は決して投げ渡さず、確実に手渡すこと。

第2節 ハンマーに関する心得

1. ハンマーはクサビを確実にとりつけ、頭の抜けそうなもの、動くもの、柄の折れそうなもの等は絶対に使わないこと。
2. ハンマーの頭に、ばり、めくれのあるものは使わないこと。
3. 打ち振る前には必ず周囲に注意し、試し打ちをしてみること。
4. ハンマーを振るときは、安定した姿勢をとること。
5. 大型ハンマーを使うときは、自分の力量を考え、無理をしないこと。

第3節 スパナ、レンチに関する心得

1. スパナ、レンチはこきざみに使い、必ず手前に引くこと。
2. スパナ、レンチを使うときは、はずれても倒れないように身構えをよくすること。
3. スパナ、レンチをハンマー代わりに使わないこと。

第4節 ヤスリに関する心得

1. ヤスリは折れやすいから決してたたかないこと。
2. ヤスリはテコやジャッキのハンドル代わりに使わないこと。
3. ヤスリ粉は目に入ることが多いので、口で吹き払わないこと。

第5節 グライNDERに関する心得

1. グライNDER作業には必ず防塵メガネ及びマスクを着用すること。
2. カバーは決して取りはずして使わないこと。
3. 砥石は割れやすくなるので、水でぬらさないこと。
4. グライNDER作業で切粉がほかの作業の方へ飛ぶ向きで行なうときは、声をかけて移動してもらるか、ついたてを使用すること。
5. 砥石を取りつけたらハンマーで軽くたたいて、音響試験をし、澄んだ音がすることを

『安全心得』

確かめ、少なくとも3分間試運転をして安全なことを確かめること。その際、砥石の正面より身をかわして行なうこと。

6. 手持式の電動グラインダーは、回転が止まってから静かに置くこと。
7. 固定式グラインダーを使用するときは、必ずアイシールド・安全ガラスを取付けること。
8. 砥石と研磨台（ワークレスト）との間隔は3ミリメートル以下に保つこと。
9. 研磨代（ワークレスト）の調節は、必ず運転を止めて行なうこと。
10. 電動グラインダーは使わないときは必ず電源からコードを切り放しておくこと。
11. 電動グラインダーは、感電の危険があるので、雨、水等でぬらさないこと。